

◎新潟県公安委員会告示第33号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成30年3月23日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

1 区分、実施日時及び定員

区 分	実 施 期 日	実 施 時 間	定 員
空港保安警備業務 2 級	平成30年4月27日（金）	午前10時から 午後5時まで	各30人
施設警備業務 2 級			
交通誘導警備業務 2 級			
貴重品運搬警備業務 2 級			

2 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I 8階会議室

3 対象者

(1) 空港保安警備業務 2 級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備 1 級又は 2 級に合格した者

(2) 施設警備業務 2 級

旧検定の常駐警備 1 級又は 2 級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務 2 級

旧検定の交通誘導警備 1 級又は 2 級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務 2 級

旧検定の貴重品運搬業務 1 級又は 2 級に合格した者

4 判定

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

5 申請手続

(1) 事前申込み

検定合格者審査を受けようとする者は、審査申請書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

平成30年4月5日（木）から平成30年4月6日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(7) 1 件の電話での申込みは、1 人とする。

(2) 審査申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により審査申請書を提出すること。

ア 提出期間

平成30年4月16日（月）から平成30年4月17日（火）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

審査申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

- (7) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (イ) 旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通
- (ウ) 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、新潟県内に住所地を有することを疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）又は新潟県内の営業所に所属することを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

エ 提出方法

申請者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

6 手数料

(1) 金額

4,700円

(2) 納付方法

新潟県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。

なお、納付した審査手数料は、還付しない。

7 留意事項

旧合格証の記載事項に変更がある者は、事前に書換えをしてから申請すること。

8 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）